

Keep Town Beautiful

全国まち美化連絡会議ニュースレター

VOL.19

戦略的な取り組みへの理解が美化行政にも広がってきた？ ～「まち美化行政に関するアンケート」主な集計結果より～

全国まち美化連絡会議では、まちの美化を進めるうえで、自治体行政の役割が大変大きいと考えています。

そこでこの2月、全国の市区町村（政令指定都市の行政区含む）を対象に、啓発・計画策定・推進組織設立など「まち美化の行政施策の実施状況」に関するアンケートを実施しました。

サンプル数は826でうち359の自治体または行政区からご回答をいただきました（回答率43.5%）。ご回答くださった方々には、調査にご協力いただきお礼申し上げます。

美化関連施策への関心の持たれ方、行動計画策定や推進組織の発足の状況などから、「協働によるまち美化推進」の意識が自治体に広がりつつあると推測できる回答結果となっています。

●現在取り組まれている美化のテーマ

一般に、自治体でどういった美化の取り組みが行われているかを聞いたところ、最も多かったのが、「不法投棄対策」で回答自治体の77.2%（実施自治体数：277）にのぼっています。ついで「清掃業務」の実施58.5%（210）、「美化条例の制定」43.2%（155）などとなっています。（複数回答）



●美化に関する啓発活動の実態

昨年1月、当会議が行ったポイ捨て条例に関するアンケートでは、〈ポイ捨て防止のために必要な行政の活動の柱〉として、「住民や事業者への啓発」という答えがもっとも多く、61.8%の回答率に上りました。

そこで、自治体による啓発活動の実施状況を聞いたところ、市報など「広報紙への記事の掲載」が65.2%（234）、「看板（横断幕）の設置」が64.6%（232）と、概ね3分の2の自治体で行われていることがわかりました。

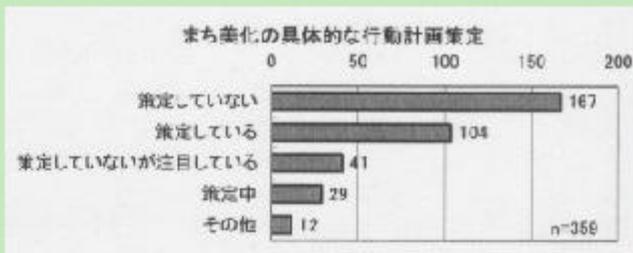
また、特にやっている啓発事業については「清掃活動」が31.2%（112）となっています。（複数回答）



●美化に関する「行動計画」の策定状況

回答からは、約3割170弱の自治体または行政区が「策定している」と回答しています。ただし、質問の意図としては、理念・目標・施策のメニューと実施スケジュールなどが体系的にまとまった美化計画の実施状況を聞いているのですが、実際に策定されている「美化計画」が体系的といえるほどボリュームのある計画かどうかまでは、わからないところがあります。

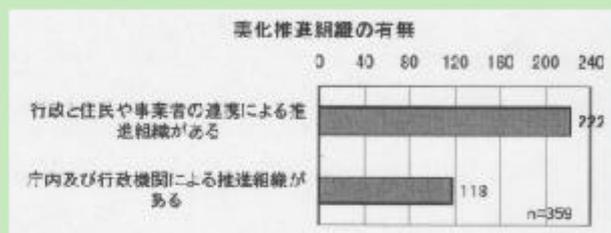
なお、「策定している」か「策定中」とした自治体等に対し、美化計画に取り入れている内容について聞いたところ、「美化重点地域の設定」43.6%、「住民・事業者との推進体制づくり」42.1%、「住民や事業者の具体的な行動メニューづくり」36.8%などとなっており、どちらかといえば住民や事業者の取り組みを促す内容に重点が置かれているといえます。（複数回答）



●まち美化推進組織の発足状況

まち美化の取り組みを総合的に推進するための組織には、行政内部に置かれた「庁内組織」と、行政・住民・事業者の連携をめざした「協働組織」とでもいえるものと、2つのパターンがあります。

それぞれの発足状況を探ねたところ、「庁内組織」が32.9%（118）に対し、「協働組織」61.8%（222）と、約2倍の開きがあり、行政の内部に推進体制を構築する動きが、さほど広がっていないことがわかります。

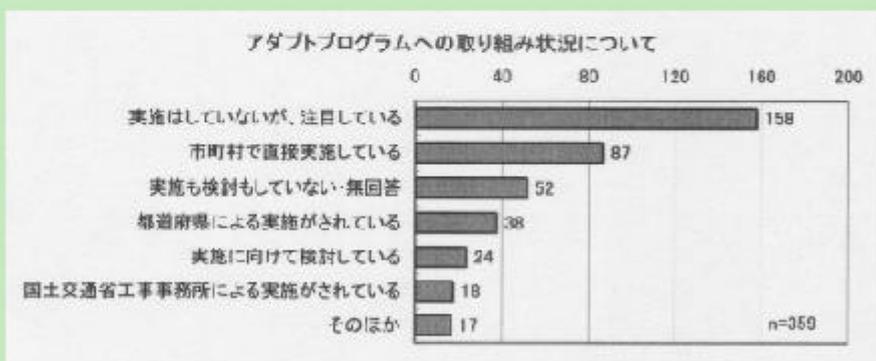


●アダプト・プログラムへの関心と導入状況

ここ数年、道路・公園などを対象に、アダプト・プログラム（里親制度）を導入する自治体が増えています。そこで、アダプト・プログラムについて実施状況と、実施していない自治体における関心の持たれ方がどうなっているか質問しました。

実施状況では、アダプト・プログラムを独自に進める市町村（行政区の場合含む）が87ですが、他に国や都道府県によるアダプト・プログラムが自区域内で展開されている市町村も見られます。「都道府県によるもの」が実施されているところが全回答の10.6%（38）、「国土交通省工事事務所によるもの」が5.0%（18）にのぼっています。

しかしもっとも多かった回答が「実施はしていないものの（アダプト・プログラムに）注目している」で、全体の44.0%（158）に達します。他に「実施に向け検討している」との回答も6.7%（24）あり、アダプト・プログラムが自治体に幅広い関心と呼んでいることが窺えます。（複数回答）



●これから注目していきたい美化の取り組み

最後に、まだ取り組んではいませんが、今後注目したい美化の取り組みは何かを聞いてみました。

突出して回答率の高い選択肢はありませんでしたが、比較的多かった回答については、住民等と接点を持つという意識に基づいてなのか、「住民・企業との協働事業」27.9%（100）、「清掃をしている（民間）団体との情報交換」19.8%（71）などがあります。

冒頭に掲げたようにすでに市町村で行われている取り組みでも「住民・企業との協働事業」が40%強に達しています。この傾向と併せて考えると自治体に協働を進めようとする動きが強まっていることがわかります。（複数回答）



千代田区の「歩行禁煙条例」 実施状況レポート

～「第7回全国まち美化シンポジウム」見学会&質問会から～

毎年、当会議が主催している「全国まち美化シンポジウム」。第7回を迎える今回は、さる2月18、19日の両日、「歩行禁煙条例」の制定で全国的にも注目される東京都千代田区で開催しました。

初日は、約150名が参加し、各地で策定が進む「美化条例」を取り上げたパネルディスカッション、〈まちづくり活動と連携した美化活動〉〈回収容器〉〈中心市街地の美化対策〉を取り上げた3つの分科会などで、千代田区をはじめ各地の美化事例に関する情報交換が活発に行われました。

そして2日目は、千代田区土木総務課の小川賢太郎さんのご案内で、区内の歩行禁煙地区の見学を行い、そのあと参加者との質問会を実施しました。80人以上の参加者からは、質問が熱心に出されました。その様子を、シンポジウム事務局よりご報告します。

見学会では、秋葉原駅周辺を歩きました。世界有数の電気街がある往来の激しい場所ですが、平成14年10月の条例施行以来、タバコのポイ捨てが目に見えて減っているとのことです。区で行っている定点調査によれば、施行直前に1,000本程度あった吸い殻の散乱が、施行後は時に10本くらいしか見られない日もあるほど減少したとか。

また、歩行禁煙を呼びかける啓発の取り組みも、数多く展開されています。歩道にはあちこちに路上禁煙のマークが描かれ、防災無線を使った啓発放送が1日3回流されています。

呼びかけ看板もあり、なかには海外からの来街者が多い秋葉原らしく、外国語表示のものもあります。

参加者は、「かゆいところに手が届く」ように行き届いた工夫に、感心しきりでした。



外国語表示看板



路上の禁煙マーク

～「第7回全国まち美化シンポジウム」見学会&質問会から～

見学会後の質問会では、千代田区の取り組みについてさまざまな疑問・意見が出されました。

まず真っ先に出た質問が、条例に基づく摘発のやり方について。現在、千代田区では全庁体制を組んで、毎日喫煙パトロールを行い、禁煙地区で喫煙者を見つけたら2,000円の過料をその場で請求しています。これによって、条例施行後4ヶ月半程度で2,000人以上が摘発されているとのことですが、注意活動では相手からの威圧行為といったトラブルが懸念されます。

そこで、「トラブルを起こさないような注意活動の方法」が必要になる、というわけで、小川さんに注意活動の様子を再現していただきました。

注意活動は、職員が3～5人一組で、各々分担する役割を決めて行われます。タバコを吸っていないくても、火をつけたところを発見したら、条例の趣旨説明と過料支払いの同意書にサインしてもらおうと、2～3分程度で一気に行います。ここに時間がかかると、違反者が立ち去ってしまうそうです。



注意活動を実際に再現

違反者のうち、7割の人がその場で過料を払ってくれるとのこと、条例が職員の地道な努力によって維持されていることが実感できました。次年度からは、退職警官10名による「路上喫煙専門班」を組織し、注意活動にあたってもらうそうです。

このほか参加者からは、区の美化関連予算額や、住民の美化活動について質問がありました。小川さんによると、今年度の予算がPR費・駅頭での宣伝放送費・路上の歩行禁煙マークや表示看板費等で約1億6,000万円とのこと。区民の活動としては、歩行禁煙地区指定の8地区に環境美化・浄化推進団体が立ち上がり、美化活動や放置自転車撤去などに取り組んでいます。

今回の見学会&質問会は、これまでのシンポジウムに比べても熱心なやり取りが交わされました。事務局もまち美化に対する関心と取り組み意欲の高まりを、あらためて実感した次第です。

最後に、ご協力いただいた千代田区土木総務課のみなさまにこの場を借りてお礼申し上げます。

当会議では、シンポジウム資料集を一冊1,000円（送料別）で有料頒布しております。ご希望の方は、事務局までお申し付けください。

「全国まち美化連絡会議」は、会員制度をとらないオープンネットワークです。

皆さん、どうぞご参加のうえ、全国各地の情報をどんどんお寄せください。また、少しでも大勢の「美化」仲間を、全国に広げていきたいと思えます。このニュースレターを、今後も随時発行していきますので、新たな発送先の団体など、ぜひご紹介ください。

全国まち美化連絡会議事務局

〒105-0003 東京都港区西新橋2-11-5 セントラル新橋ビル3F
株式会社ダイナックス 都市環境研究所内
TEL 03-3580-8221 FAX 03-3580-8265
mail bikancha@jca.apc.org
URL www.jca.apc.org/~bikancha/index.htm

